

2熊総第3397号

令和3年2月26日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町行政不服審査会

会長 森口 佳樹

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

事件名 令和2年6月30日付けで熊取町長が行った指定居宅介護支援事業者としての指定の効力の全部停止処分についての審査請求

(別紙)

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は却下すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 不正請求期間は短期間であり、受領金額は著しく過大でないことから不当である。
- (2) 介護支援専門員Xの行為は、事業所運営の一環と勘違いしたものであり、Xの本務に支障のない程度で行っていたものであることから、専従性違反の程度は軽微なものであり、本務に何ら支障も生じていない。
- (3) Xの行為に対する専従性違反の認定方法は、客観的な証拠に基づくものではなく、Xに対する質問調査において、予断を持ったうえで、かつ、威圧的態度をもって実施された尋問により得られたXの供述のみを証拠とするものであった。
- (4) 監査までの間に処分庁による指導が一度もなく、審査請求人の職員全員が特定事業所加算の算定要件についての知識及び理解が不十分であったがために起こったものであり、故意に、又は不正に加算分を取得しようとして行ったものではない。
- (5) 本件処分のように重い処分は、本来は、指導や不備等に対する是正勧告を行ったうえで改善されない場合に、課すべきものである。
- (6) 不正請求の指摘後、適正な請求への切替、監査等の調査への積極的な協力、一貫した誠実な対応のほか、自ら対象事業所の運営停止・休業、再発防止策の報告等を行った。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次のとおりである。

- (1) 監査において発覚するまでの10か月間継続して不正な請求が行われており、到底期間が短いと考えることはできない。受領金額は、審査請求人が経営する当該不正請求を行った事業所の年間報酬額の7パーセントに相当するものであると試算しており、到底少額であると考えすることはできない。また、本件処分は、厚生労働省からの助言や他自治体の過去の処分事例も参考としており、処分の程度が著しく過大であるとは考えていない。
- (2) 厚生労働省が定める基準に照らし合わせた結果、Xの行為が専従要件を満たさないと判断したものであり、その程度が軽微であることや本務に何ら支障が生じていないことは当該不正請求の有無においては何らの関係もない。

- (3) 不正請求の認定については、Xの供述のみによるのではなく、関係各証拠に基づいて行われている。また、Xに対する質問調査における審査請求人が主張するような対応は一切していない。
- (4) 審査請求人が特定事業所加算Ⅱ等の新規算定の手続の際に、当該加算分の算定要件等を理解しているとした誓約書を提出していることや、聞き取り調査において当該届出を提出する前に何回も算定要件について確認したうえで提出したとの証言も得ていることから、当該加算分の算定要件等についての知識及び理解が不十分であったとは考えづらい。
- (5) 一定の金額に達した不正請求は、公共性を著しく侵害している重大かつ悪質性の高い違反であることから、指導・勧告等の措置はなじまない。
- (6) 処分は不正を行った事実を基に決定していくもので、指摘後の審査請求人の対応は当然のことである。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書の要旨は、次のとおりである。

- (1) 厚生労働省からの助言や他自治体の過去の処分事例も参考したうえで決定しているため違法又は不当な点は認められない。
- (2) Xの行為は、処分庁が提出した証拠書類から、明らかに厚生労働省が定めた専従要件の基準を逸脱したものと考えざるをえないものである。
- (3) 処分庁から提出された証拠書類には、Xの供述以外にも客観的な証拠等も存在する。また、処分庁によるXへの聞き取り調査の際の態度については、双方の主張が対立している状況であるが、本件処分の妥当性の判断に大きな影響を及ぼすものではない。
- (4) 審査請求人が特定事業所加算Ⅱ等の新規算定の手続の際に、当該加算分の算定要件等を理解しているとした誓約書を提出していることから、当該加算分の算定要件等についての知識及び理解が不十分であったとは考えづらい。
- (5) 届出から監査時までの10か月間にもわたり、総額113万5,780円を不正請求した当該事案は、著しく悪質なものと言え、厚生労働省の取扱いにおいても、「著しく悪質な指定基準違反がある場合や、不正な手段によって指定を受けた場合などにおいては、勧告・改善命令及び指定の効力の停止を行うことなく、指定の取消を行うことも差し支えない。」と示していることから、指導等の手続を経ることなく処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。
- (6) 処分は不正を行った事実を基に決定していくもので、指摘後の審査請求人の対応は当然のことで、本件処分の程度を減ずるべき事情とはならない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見書と同旨であり、本件審査請求を棄却すべきとしている。

第5 調査審議の経過

令和3年1月4日	諮問書の受理
令和3年1月7日	審査関係人に対する口頭意見陳述の申立て等に係る通知 申立て等期限：令和3年1月20日
令和3年1月20日	審査関係人からの口頭意見陳述の申立て等なし
令和3年1月27日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、違法又は不当と認められる点はうかがわれな
い。

2 本件処分の適法性・妥当性について

行政処分の取消しを求めるには、その取消しを求める処分の効力が現に存在している
ことが必要である。

本件においては、処分庁は、審査請求人に対し令和2年6月30日付けで指定居宅介護
支援事業者としての指定の全部の効力を3か月間停止する処分を行い、同年9月29日
をもって当該処分の効力はすでに消滅している。したがって、審査請求人は、本件処分の
取消しを求める法律上の利益を現時点において有しておらず、本件審査請求は請求の利
益を欠く不適法なものと言わざるを得ない。

なお、審理員が本件の争点について審理しているため、当審査会においても審議した結
果を次のとおり述べることとする。

(1) 不正請求期間及び受領金額の程度と処分の重さについて

処分庁提出資料における他自治体の過去の処分事例（乙1号証）から判断すると、不
正請求期間、受領金額に比して処分の程度が著しく重いものであるとは認められない。

(2) 介護支援専門員Xの行為における専従要件への抵触について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月
29日付老企第22号）」（乙4号証）において「専らその職務に従事する」については、
「原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこ
とをいうものである。」とされている。

介護支援専門員Xが勤務する居宅介護支援事業所以外の施設において業務を行って
いたことは重要事項等説明等一覧表・重要事項説明書等（乙5号証）や聞き取り調書（元
従業員）（乙6号証）からも確認でき、Xが専従の要件を逸脱していることは明白であ
る。

(3) Xの行為に対する専従性違反の認定方法について

審査請求書に添付された診断書(甲1号証)は、専従性違反の認定にあたり行われたXに対する質問調査(乙14の1、乙14の2号証)が、威圧的態度をもって実施されたことを証するものとして提出されているものと考えられるが、威圧的態度をもって実施されたかどうかは、当該診断書で判断できるものではなく、また、威圧的態度をもって実施されたことを客観的に証する資料も他に提出されていないことから、この件については、真偽不明であると言わざるを得ない。

なお、専従性違反を証する客観的な資料(乙5、乙6号証)も処分庁から提出されており、Xの供述のみを証拠としたという審査請求人の主張は認められない。

(4) 不正請求の故意性について

特定事業所加算Ⅱ、Ⅲの変更手続の際に、算定要件の内容を理解している旨の誓約書(乙8、乙9号証)が提出されていることから、特定事業所加算の要件についての知識及び理解が不十分であったという審査請求人の主張は認められない。

(5) 処分に至るまでの指導・勧告がなかったことについて

処分に至るまでの手続については、行政裁量の問題であり、行政分野においてもさまざまであるが、この分野において処分庁や他自治体が行った同様の処分事例においても、指導・勧告の手続を経ずに処分を行ったものがほとんどであることが処分庁提出資料からうかがえる。

また、特定事業所加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の人員に関する基準を満たしていないにもかかわらず、同基準に適合しているものとして届け出て、監査において発覚するまでの10か月間、指定居宅介護サービス計画費に関し継続して不正な請求を行っていたこと(乙11号証)は、著しく悪質なものであると言わざるを得ない。

以上のことから、指導・勧告の手続を経ずに処分を行ったことについては、違法又は不当であるとは認められない。

(6) 処分後の審査請求人の対応

処分後の審査請求人の対応は、処分内容に何ら影響を与えるものではないと言えることから、審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、審査請求人の主張は、すべて理由がないことから、本件審査請求が請求の利益を有する適法なものであったとしても、棄却相当であったと考える。

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	